三　伝統的に使用されてきた原材料

1　「胎」に使用する材料は、金、銀又は銅とすること。

2　「植線」に使う材料は、金、銀、銅又は真鍮とすること。

3　「釉薬」は、珪石、鉛丹若しくは硝石又はこれらと同等の材質を有するものを主原料とすること。「泥釉薬」は、白玉、鉛白、珪石若しくは長石又はこれらと同等の材質を有するものを主原料とすること。

四　製造される地域

京都府　京都市、宇治市、城陽市、長岡京市、乙訓郡大山崎町

五　指定年月日

令和八年十月二十二日

**○経済産業省告示第百三十六号**

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第五項の規定に基づき、昭和六十一年通商産業省告示第八十五号（伝統的工芸品として指定した件）の一部を次の表のように改正し、同条第七項において準用する同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　伝統的な技術又は技法<br>1・2　（略）<br>3　屏風にあつては、次の技術又は技法によること。<br>㈠　下地骨は、外枠である框（かまち）にほぞ組を施し、内部格子である組子を組み上げ、木釘を用いて固定した構造とすること。<br>㈡　下張りは、骨縛（ほねしばり）、胴張（どうばり）、蓑掛（みのがけ）及び蓑縛（みのしばり）によること。この場合において、使用する和紙は薄手のものとすること。<br>㈢　屏風の蝶番（ちょうつがい）は、羽根つけ、蝶番とじ及びおぜ包みによるものとし、合差（あいす）の厚みは仕様に応じて適切に調整すること。<br>㈣　表張り及び裏張りは、泛張（うけば）りによること。<br>㈤　縁打ちは、折れ合い、ダボ留め又は通し打ちのいずれかによること。この場合において、縁は塗縁又は白木縁とすること。 | 二　伝統的な技術又は技法<br>1・2　（略）<br>（新設） |

㈥　雛屏風のへり取りは、出合（であい）又は一文字通しのいずれかによること。五月屏風の仕立てにあつては、へり取りを行わないものとすること。

三　伝統的に使用されてきた原材料

1・2　（略）

3　屏風にあつては、次の原材料を使用すること。

㈠　紙は和紙とすること。

㈡　裂地（きれじ）は天然素材の織物又はこれらと同等の材質を有するものとすること。

㈢　木地は杉、檜、桐、桑、女桑（めくわ）又はこれらと同等の材質を有するものとすること。

㈣　金具は金、銀、銅、鉄、真鍮又はこれらと同等の材質を有するものとすること。

㈤　糊は姫糊（ひめのり）、生麩糊（しょうふのり）、布海苔（ふのり）、膠（にかわ）又はこれらと同等の材質を有するものとすること。

㈥　漆は、天然漆とすること。

四　（略）

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○経済産業省告示第百三十七号**

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第五項の規定に基づき、昭和五十年通商産業省告示第百七十一号（伝統的工芸品として指定した件）の一部を次の表のように改正し、同条第七項において準用する同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　伝統的な技術又は技法<br>1　（略）<br>2　絵付をする場合は手描きによること。<br>3・4　（略） | 二　伝統的な技術又は技法<br>1　（略）<br>2　手描きによる絵付をすること。<br>3・4　（略） |
| 三・四　（略） | 三・四　（略） |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。